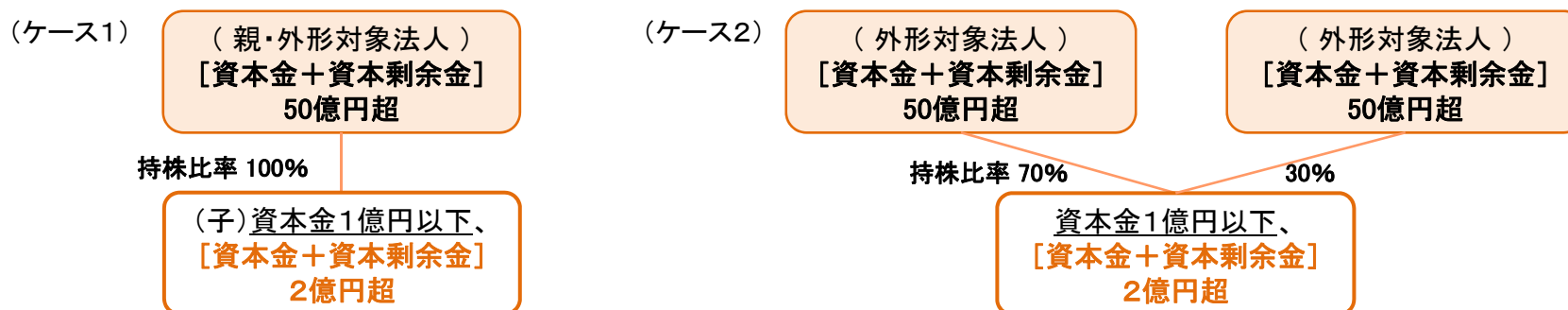


2. 100%子法人等への対応

- 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等(以下「特定法人」という。)の100%子法人等(※1)のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする(※2)。

※1 特定法人との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人(ケース1) 又は100%グループ内の複数の特定法人に株式の全部を保有されている法人(ケース2)

※2 特定法人が外形標準課税の対象外である場合には、その100%子法人等はこの措置により外形標準課税の対象とはしない。



(中堅企業等のM&Aに係る配慮措置)

- 産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人等(※1)について、上記にかかわらず、買収から5年経過する事業年度まで外形標準課税の対象外とする特例措置(※2)を設ける。

※1 特別事業再編計画の認定を受けた事業者が当該計画の認定を受ける前5年以内を買収した法人を含む。

※2 当該100%子会社等が、現行基準(資本金1億円超) 又は「1. 減資への対応」により外形標準課税の対象である場合は、特例措置の対象から除外する。

(施行期日・経過措置)

- 令和8年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。
- 上記改正により、新たに外形標準課税の対象法人となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる場合には、次のとおり税負担を軽減する措置を講ずる。
- ・ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額の2/3を軽減
 - ・ 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額の1/3を軽減